

首相改憲案

起草委を設置へ 自民・下村幹事長代行

毎日新聞 2017年5月14日

自民党の下村博文幹事長代行は14日のNHK番組で、安倍晋三首相（党総裁）が改正憲法の2020年施行を目指すことを受け、党憲法改正推進本部（保岡興治本部長）の下に起草委員会を設ける考えを示した。

下村氏は、9条1、2項を維持したまま自衛隊を明記する首相の案が、9条に「国防軍」の規定をおく党改憲草案（12年策定）とは異なることに言及。そのうえで、「1、2項と矛盾がない表現を書き込むことで、安保法制との整合性を取るのには必要だ」と述べ、安全保障関連法との整合性を図りながら党内で議論すべきだと指摘した。

これに関連し、党幹部は同日、起草委には改憲草案でも起草委員を務めた石破茂元幹事長も入るべきだとの考えを示した。検討項目としては、9条への自衛隊の明記▽高等教育無償化▽大規模災害時などに国会議員任期を延長する緊急事態条項――の3項目について案をまとめるよう首相指示を受けたと説明した。起草委の下に、項目ごとに検討チームを作ることも検討するという。【小田中大】

昭和史のかたち

歴代首相と憲法＝保阪正康

戦後日本肯定する施政方針演説

毎日新聞 2017年5月13日

安倍晋三首相はこの5月3日にも、憲法改正の意志をあらわにし、それも2020年という時間を設定しての覚悟を示した。近代日本の首相の中で、これほど改正それ自体を強調し、どこをどのように変えるかの論点を明確にしない首相も珍しい。まず「改正ありき」では、論戦そのものが逆立ちしているように思えるほどだ。

現在の憲法が制定されて以来、首相は吉田茂から安倍現首相まで31人に及ぶが、これほど改正のみを叫ぶ人物はこの31人の中に、安倍首相以外ひとりもいなかった。確かに、岸信介、中曽根康弘らは改正を口にしたが、それでもそこには自制が感じられた。私自身そのことに関心を持ち、特に憲法制定以来、昭和という時代に首相の座にあった15人（吉田茂から竹下登）の施政方針、所信表明の演説文を丹念に読んでみた。社会党の片山哲を除いてすべてが自民党とそれに連なる保守系ということになるが、しかしそこには微かな違いがいくつもあると気づいた。つまり戦後日本の歩んだ道は、この憲法によってつくられてきたとの強い認識を持った。

たとえば田中角栄は、1972年10月28日の所信表明演説において、「戦後四半世紀にわたりわが国は、平和憲法のもとに、一貫して平和国家としてのあり方を堅持し、国際社会との協調融和のなかで、発展の道を求めてまいりました。わたくしは、外においては、

あらゆる国との平和維持に努力し、内にあるのは、国民福祉の向上に、最善を尽くすことを政治の目標としてまいります」と語っている。福田赳夫にしても、77年1月31日の施政方針演説で外交・経済政策を訴えたのち、その末尾で憲法には直接触れないにしても、国民の皆様も「いたづらな物欲と、自己本位の欲望に流されがちな世相から訣別（けつべつ）」しようと呼びかけて、次のように断じている。

「この日本の国土の上に、世界中の国々から信頼と敬意を勝ち得るように、真に安定した文明社会をつくり上げようではありませんか」

このように自民党の首相演説を読んでも、現憲法がつくりあげた戦後日本という空間そのものを肯定的に捉えていることがわかる。

中曽根康弘は83年1月24日の施政方針演説のなかで、「わが国の戦後の発展は、何よりも新憲法のもたらした民主主義と自由主義によって、日本国民の自由闊達（かっただつ）な進取の個性が開放され、経済社会のあらゆる面に発揮されたことによるものであります」と極めて明快に説いている。

吉田茂は現憲法制定を直接に進めた首相だが、第1次内閣組閣時の46年6月21日の議会（このときはまだ帝国議会だったが）で、民主主義と平和主義の実現を目指し、「憲法ノ改正ヲ待ツマデモナク、軍国主義ト極端ナル国家主義トノ色彩ヲ完全ニ払拭（ふっしょく）シ、其（そ）ノ将来ニ於（お）ケル再生ヲ防止スル為（ため）」に努力することを約束している。片山哲、芦田均らもその方向を明確にしている。つまり憲法制定時の首相たちは積極的に自らも関わりをもち、この憲法を守ること、そして憲法の精神を生かすこと、軍国主義復活を許さないこと、を憲法を論じるときの姿勢に据えていることがわかってくる。

ともすれば改正論者の中には、「押しつけ憲法」とか「占領憲法」と平気でレッテルを貼る者も見られるが、それが吉田茂をはじめ先達たちをいかに愚弄（ぐろう）しているかを知るべきであろう。どこをどう変えるかではなく、改正のみを主張するのにもまたこうした愚を犯しているといっているのではないかと私には思えるのである。

昭和30年代の、いわゆる55年体制成立後しばらくの首相演説は確かに憲法の精神にそれほど触れていない。鳩山一郎は自主憲法の制定を主張したが、55年体制成立直前の同年1月22日の施政方針演説では、その改正には慎重を期すべきであると前置きをして断じている。

「政府といたしましては、国民各層の意見を十分に徴して、子細にその内容を検討し、平和主義、民主主義の原則を堅持しつつ、最もわが国情に適するごとく改善の方途を講じなければならない」

改正するにしても国民総意のもと、その方向は前向きにということである。

石橋湛山は特に憲法に触れていない。その施政方針演説（57年2月4日）は、石橋が病で倒れたために岸信介首相臨時代理が原稿を代読する形になっている。ハト派の演説をタカ派が代読したわけだ。石橋退陣後に、岸内閣が成立するが、同年2月27日の所信表

明演説では、石橋内閣の施政方針を引き継ぐと言っている。憲法観では石橋と異なっていたので、就任時にはあえて触れなかったのであろう。

保守系内閣の中でもっとも明確な憲法観を打ち出した首相は鈴木善幸で、80年10月3日の所信表明演説では、「私は、今後とも、憲法の定める平和と民主主義、基本的人権尊重の理念を堅持し、国民の優れた力を結集して、わが国の将来を確かなものにしてまいりたい」と宣言している。こういう演説に触れると、月並みな護憲派、改憲派という分け方に改めて疑問がわいてくるのである。

.....

(参考) 国会議事録より歴代3総理大臣の憲法に関わる所信表明演説の抜粋。安倍現総理大臣のこの間の発言と比較してみてください。

歴代三総理大臣の所信表明演説 (抜粋)

内閣総理大臣 (片山哲)

第001回国会 本会議 第8号
昭和二十二年七月一日 (火曜日)

第一に申し上げたい点は、憲法に対する政府の信念であります。政府は新憲法を厳に守りまして、その精神を生かすことに最も忠実であることをここに誓うものであります。(拍手) 特に新憲法のもつております民主主義の大精神、平和主義の大理想、これを政府は一切の政治行動の大目標として掲げたいと考えておるのであります。これを大膽明快に現実化いたしたいと考えておるのであります。すなわち国民代表でありますところの国会によつて指名せられたる政府であることを自覚いたしまして、國會を尊重するはもちろんのこと、憲法の各條章に基きまして國會及び政府の關係につきましても、何ら紛淆を來さざるよう、細心の注意を拂うつもりであります。特に司法權の獨立につきましては留意を拂いまして、最高裁判所の構成はつきましても、憲法に基く民主主義的方法によりまする等、新憲法のもつ高遠なる大理想を、一日も早く、できるだけ多く実現いたしたいと考え努力いたしておるのであります。なおこれに基く必要なる一切の諸法規を國會に提出すべく、その準備を急ぎつつある次第であります。

政府の考えております、われらの建設せんといはします平和國家は、次の要素をもつものであると考えるのであります。第一は、國民に、憲法に基く各種の自由を保障するところの國家であります。第二は、國民に、健康にしてかつ文化的なる生活を保障するの國家でなければならないのであります。第三に、國民が、暴力と不合理、不正義を排し、道義と人類愛に基く平和に徹するとともに、正義をどこまでも護る國家であることを明らかにするものでなければならぬと思うのであります。第四には、勤勞と科学と藝術と宗教を尊重するの國家であり、第五には、適正なる教育制度の確立によりまして、次代國民の民主的、平和的育成に努める國家でなければならないと考えるのであります。われら日本國民は、この意味におきまして、かかる要素をもつ平和國家としての日本を建設しつつあることを、世界に向つて明白にすることが、最も必要であるということを、私は考える次第であります。(拍手)

内閣総理大臣（田中角榮）

第071回国会 本会議 第3号
昭和四十八年一月二十七日（土曜日）

世界が注目し、待望していたベトナム和平は、明日を期して実現することになりました。これは長かったベトナム紛争が解決に踏み出したというだけでなく、新しい平和の幕明けであります。人類が恒久平和と社会正義に基づく繁栄の実現に向かい、新しく進むべき第一日を迎えたものと思います。

第二次大戦後、四半世紀余の歳月が過ぎました。国際政治は、力による対立の時代を経て、話し合い、協調へと移行してきました。これは、緊張と混迷の中で多くの経験を積んだ人類の英知の勝利であります。

わが国は戦後、世界に例のない平和憲法を持ち、国際紛争を武力で解決しない方針を定め、非核三原則を堅持し、平和国家として生きてまいりました。これは正しい道であったと思います。（拍手）

内閣総理大臣（鈴木善幸）

第093回国会 本会議 第3号
昭和五十五年十月三日（金曜日）

戦後のわが国の繁栄は、すべての国民が、それぞれの立場で、きわめて賢明な適応力を発揮した結果であると考えます。私は、今後とも、憲法の定める平和と民主主義、基本的人権尊重の理念を堅持し、（発言する者あり）国民のすぐれた力を結集して、わが国の将来を確かなものにしてまいりたいと思います。（拍手）

時代の風

850億という数字＝中島京子・作家

毎日新聞 2017年5月14日

憲法改正、今やることか？

このごろ、朝、起きて新聞を開くと、大抵びっくりすることが書いてある。

日本国憲法施行70年の今年、首相が唐突に憲法改正の具体的な日程や内容を、改憲派の集会へのビデオメッセージやら大新聞のインタビューで語った。

野党の追及に対して、首相が、憲法改正に対する自分の考えを知りたいなら「読売新聞読んで」と言い放ったことなども、顎（あご）が外れるほどの驚きである。

と、一応、書いてはみたが、驚くことばかり起こるようになって、すでに4年ほどが経過しているから、こちらも慣れてきて、驚いただけで終わってはいけない、外れた顎をもとに戻すついでに何か新しい知見でも得ようと思うくらいには、タフになってきた。

今回、首相の「改憲」発言後に私が学んだのは、「憲法改正には850億円かかる」という峻厳（しゅんげん）な事実だ。

荻上チキさんがパーソナリティーを務めるTBSラジオの「セッション22」という番組内で、憲法学者の木村草太さんが指摘した。

安倍晋三首相が「改憲」の具体的な項目として言及した「教育無償化」は、現行憲法に違反しないため、いまず法律を作れば実施できるのであり、わざわざ憲法を変える必要などなく、850億円もかけて憲法改正するのは、たいへんな無駄遣いになるというのだ。

なんということだ。

「教育無償化のために改憲する」という発想は、言ってみれば「食洗機が欲しいから家を建て替える」みたいな話ではないか。食洗機が欲しいなら、食洗機を買えばいいだけの話だ。

850億！

この数字を覚えておこうと思う。みなさんも、ぜひ、忘れないでください。850億円。憲法を変えようという話が出てきたら、まず、「それは850億円かけて、いまやることか？」と考える癖をつけることにしたいと思う。

しかし、悲しいかな、億などという単位とは無縁に生きているものだから、850億円がどんな額のお金なのかがイメージできない。

ちなみに、なにも考えずに「850億円」でネット検索をかけてみると、「豊洲新市場の盛り土費用850億円はどこに？」という話題がヒットする。例の、土壤汚染対策のためにするはずだった「盛り土」がなかった件だ。850億円はどこに消えたのか？

国だの東京都だのという大きな組織は、人さまから預かる税金の中から850億円くらいなら無駄遣いしてもいいと考えているのだろうか。こうして850億円は、ますます、忘れがたい数字となった。

「教育無償化」のために憲法改正が必要だと言っているのは、安倍首相以外でも、維新の会とか、民進党の細野豪志議員とか、ずいぶんたくさんいるけれども、彼らは、(1) 憲法を変えなくても無償化が実現できることを知らない。(2) どうしても憲法改正をしたいので、多くの国民が飛びつきそうな「無償化」という言葉を、釣り文句に使っている。この二つのどちらなのだろうか。(1) なら不勉強、(2) なら不誠実ということになってどちらもよろしくないが、ひょっとして(1) + (2) ではないかと、私は疑っている。

とはいえ、850億円かけても、憲法を改正したほうが良いという局面は、いずれ起こってくるかもしれない。やはりここは憲法を変えないと、あるいは憲法に新たな条項をつけくわえないとうまくいかない、ということはあるだろう。

だとすれば、国会でも国会の外でも、もっとまじめに「国民投票法」の改正を議論したほうがいいのではないだろうか。

本紙の連載「点検・国民投票制」でも、いくつもの問題点が指摘されていた。最低投票率の規定を設けるべきじゃないのか。国会の発議から国民投票までの期間が短すぎる。テレビCMに規制を設けなくてもいいのか、などなど。

連休最後の週末に駆け込むようにして、国立公文書館で開かれていた「誕生 日本国憲法」の展示を見てきた。「日本国憲法」の原本と、その成立過程で提出された文書が、ガラスケースに時系列で並ぶ。五月晴れの気持ちのいい日だったが、入り口には長蛇の列ができていて、図録は売り切れ、老若男女問わず、熱心に展示に見入っていた。